

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&amp;AD INSURANCE GROUP



# 新収入保障

「&LIFE 新収入保障」は  
「新収入保障保険(払込期間中無解約返戻金型)  
無配当 I型」の販売名称です。

万一のとき、**毎月のお給料のように年金**をお受け取りいただけます。

## 特徴 ①

死亡されたとき・約款所定の高度障害状態になられたとき、保険期間満了まで  
**年金を毎月お受け取りいただけます。**

## 特徴 ②

最低支払保証期間分の**年金のお受け取りが保証**されます。

年金のお支払事由に該当したときから保険期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合でも、最低支払保証期間のお支払いを保証します。

最低支払保証期間は、5年(60回)・2年(24回)・1年(12回)があります。

※「最低支払保証期間」は、保険期間の途中で変更できません。

## 特徴 ③

新保険料払込免除特約を付加することにより、**悪性新生物(ガン)<sup>注1</sup>と診断確定されたとき、心疾患<sup>注2</sup>・脳血管疾患で入院されたとき、以後の保険料のお払込みが不要となり、保障はそのまま続きます。**

### オプション

注1 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)にかかったと医師によって診断確定されたとき。

上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

## 特徴 ④

**健康診断の受診状況に応じて保険料を割り引きます。**

### オプション

被保険者の健康診断の受診状況が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより健康診断料率適用特約を付加し、割安な保険料を適用します。

## 特徴 ⑤

**健康状態等に応じて保険料を割り引きます。**

### オプション

被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより健康優良割引(区分料率適用特約)を付加し、割安な保険料を適用します。

※健康優良割引は、基本年金月額等によっては適用できない場合もあります。

## 商品の概要(主契約)

基本年金月額：10万円の場合



※具体的なご契約の内容(基本年金月額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

年金	お支払いできる場合(お支払事由)		
収入保障年金	死亡されたとき		
高度障害年金	約款所定の高度障害状態になられたとき		
保険期間	15年・20年・25年・30年満了、50歳～90歳満了(更新なし)		
保険料払込期間	全期払		
解約返戻金	なし	配当金	なし

※収入保障年金または高度障害年金を保険期間満了(最低支払保証期間を含む)までお支払いした場合、保険契約は消滅します。

※収入保障年金・高度障害年金は、重複してお支払いできません。

裏面も必ずご確認ください。➡

## 主な取扱規定(主契約) ※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

契約年齢範囲	18歳～80歳	最低基本年金月額	5万円
付加できる特約	●新保険料払込免除特約 ●リビング・ニース特約注 ●健康診断料率適用特約 ●区分料率適用特約		

注 ご契約者が法人の場合、リビング・ニース特約は付加できません。

## 主なご留意点

### ●解約返戻金について

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

### ●保険料の払込免除について

次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

- ・不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
- ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

### ■法人がご契約者となる場合の留意点

- ・法人向け保険商品は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とした保険商品です。
- ・「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。課税タイミングが変わる課税の繰り延べに過ぎず、原則、節税効果はありません。
- ・税務上の取扱いについては、2021年1月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。
- ・当該保険契約の支払保険料の経理処理の際に必要な最高解約返戻率<sup>注</sup>等については、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。
- 注「最高解約返戻率」とは、保険期間を通じて解約返戻率(=解約返戻金相当額÷既払込保険料累計額)が最大となる値をいいます。
- ・法人が契約者となる保険商品のご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品にかかる顧客向けの注意喚起文書(法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと)」を参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

- ・ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ・このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 ● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<https://www.msa-life.co.jp>

PDF0056 2020.11.01 (改・一) 2020-A-1373(2021.7.2)